選挙運動用自動車運転手雇用契約書

志摩市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　契約金額　　　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳　１日　　　　　　　円×　　日間）

３　運転する車両の車種及び登録番号

車　　種

登録番号

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例に基づき志摩市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志摩市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志摩市に請求できない。

５　その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　志摩市議会議員選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞